

負担割合の判定基準	負担割合	(参考)高額療養費等における負担区分	
		負担区分	負担区分の基準
1 現役並み所得者 (市町村民税課税所得※ 145万円以上の被保険者 がいる世帯の被保険者)	3割	現役並み 所得Ⅲ	市町村民税課税所得※ 690万円 以上の被保険者がいる世帯の被 保険者
		現役並み 所得Ⅱ	市町村民税課税所得※ 380万円 以上の被保険者がいる世帯の被 保険者(現役並み所得者Ⅲ該当 者を除く。)
		現役並み 所得Ⅰ	市町村民税課税所得※ 145万円 以上の被保険者がいる世帯の被 保険者(現役並み所得者Ⅱ及びⅢ 該当者を除く。)
2 市町村民税非課税世帯 以外の世帯であって、次 の(1)及び(2)の両方に該 当する世帯に属する被保 険者(現役並み所得者を 除く。) (1)市町村民税課税所得 ※ が28万円以上の被保 険者がいる世帯 (2)世帯に属する被保険 者の年金収入及びその他 の合計所得金額が320万 円(単身世帯の場合は200 万円)以上の世帯	2割	一般Ⅱ	負担割合が2割の被保険者
3 1及び2以外の被保険者	1割	一般Ⅰ	現役並み所得者Ⅲ～Ⅰ、一般Ⅱ、区 分Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない被 保険者
		区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯の被保険 者で区分Ⅱに該当しない方
		区分Ⅰ	次の(1)又は(2)に該当する被保 険者 (1)世帯全員の各種所得(給与所 得については、税法の規定により 計算した金額から10万円を控除 した金額(その金額が0円を下回 るときは0円))とし、公的年金につ いては控除額を80万円で計算) が0円の世帯の被保険者 (2)市町村民税非課税世帯の被 保険者で老齢福祉年金を受給し ている方